

公社等見直し計画（必要性等の検証）

名称	区分	形態	事業内容	検証	方向性	【参考データ】 主な出資者（出資割合） 県出身OB 県からの収入割合 等																									
（財）山形県生活衛生営業指導センター	財団法人	国の制度・枠組みに基づき設立された全国的に設立	<p>生活衛生営業の経営の健全化と衛生水準の向上を図り、あわせて消費者の利益の擁護を図るために生活衛生営業に関する各種事業を行う。（実績はH21年度）</p> <p>●生活衛生営業指導事業（生活衛生営業の衛生施設の整備改善、経営、融資等及び消費者の苦情処理に関する相談業務） 実績；来所20件、電話37件 合計57件</p> <p>●日本政策金融公庫融資指導事業（公庫融資申込みの指導等） 実績；融資申込87件、融資申込額557,960千円</p> <p>●情報提供事業（「生衛やまがた」ニュースを発行し生活衛生同業組合員等に情報提供） 実績；年間4回、延18,000部発行</p> <p>●経営特別相談員特別指導事業（知事が72名の組合員を経営特別相談員に委嘱し、生衛業営業者に対し経営の安定、衛生水準の向上の指導を行う） 指導件数；288件</p> <p>●標準営業約款登録事業（生活衛生営業が提供するサービスの内容、商品の品質、施設設備の内容、事故発生の損害賠償などの基準を定めた標準営業約款に従って営業する店を登録） H22. 2. 1 現在登録件数；1,628件</p> <p>●クリーニング師研修等事業（クリーニング業法に基づき、県の指定を受けクリーニング師研修及びクリーニング所業務従事者講習を実施） 受講者；クリーニング師研修92名、業務従事者講習102名</p> <p>●地域活性化のための生活衛生営業支援事業（コミュニティビジネスの手法に基づいた経営向上を支援する個別相談を行い、講習会を実施する。） 個別相談 10件、講習会 10回</p>	<p>主な視点（ポイント）</p> <p>制度や枠組みが、産業の振興、県民生活の向上のために現在も必要か</p>	<p>●主な出資者</p> <table border="1"> <tr><td>県</td><td>40.0%</td></tr> <tr><td>県理容生活衛生同業組合</td><td>7.7%</td></tr> <tr><td>県美容業生活衛生同業組合</td><td>6.6%</td></tr> <tr><td>県麺類飲食生活衛生同業組合</td><td>5.4%</td></tr> <tr><td>県旅館生活衛生同業組合</td><td>5.0%</td></tr> <tr><td>県料理飲食業生活衛生同業組合</td><td>4.6%</td></tr> <tr><td>県社交飲食業生活衛生同業組合</td><td>4.6%</td></tr> <tr><td>県クリーニング業生活衛生同業組合</td><td>4.5%</td></tr> <tr><td>県食肉生活衛生同業組合</td><td>4.5%</td></tr> <tr><td>県喫茶飲食生活衛生同業組合</td><td>4.5%</td></tr> <tr><td>県鮭商生活衛生同業組合</td><td>4.5%</td></tr> <tr><td>県興行生活衛生同業組合</td><td>4.1%</td></tr> <tr><td>県公衆浴場生活衛生同業組合</td><td>4.1%</td></tr> </table> <p>●県OB役職員 理事（兼）事務局長 1名</p> <p>●県からの収入割合 (H21年度決算) 76.7%</p>	県	40.0%	県理容生活衛生同業組合	7.7%	県美容業生活衛生同業組合	6.6%	県麺類飲食生活衛生同業組合	5.4%	県旅館生活衛生同業組合	5.0%	県料理飲食業生活衛生同業組合	4.6%	県社交飲食業生活衛生同業組合	4.6%	県クリーニング業生活衛生同業組合	4.5%	県食肉生活衛生同業組合	4.5%	県喫茶飲食生活衛生同業組合	4.5%	県鮭商生活衛生同業組合	4.5%	県興行生活衛生同業組合	4.1%	県公衆浴場生活衛生同業組合	4.1%
				県		40.0%																									
				県理容生活衛生同業組合		7.7%																									
				県美容業生活衛生同業組合		6.6%																									
				県麺類飲食生活衛生同業組合		5.4%																									
				県旅館生活衛生同業組合		5.0%																									
県料理飲食業生活衛生同業組合	4.6%																														
県社交飲食業生活衛生同業組合	4.6%																														
県クリーニング業生活衛生同業組合	4.5%																														
県食肉生活衛生同業組合	4.5%																														
県喫茶飲食生活衛生同業組合	4.5%																														
県鮭商生活衛生同業組合	4.5%																														
県興行生活衛生同業組合	4.1%																														
県公衆浴場生活衛生同業組合	4.1%																														
<p>県民サービスの必要性</p> <table border="1"> <tr><td>必要</td><td>不要</td></tr> </table>	必要	不要	<p>小規模事業者の多い生活衛生営業の衛生水準の維持向上を図るため関与、支援は必要 ※生活衛生営業の経営健全化を目的とする財団法人を生活衛生営業指導センターとして知事が指定</p>																												
必要	不要																														
<p>県の事務事業としての適否</p> <table border="1"> <tr><td>県事業適当</td><td>民間事業適当</td></tr> </table>	県事業適当	民間事業適当																													
県事業適当	民間事業適当																														
<p>県からの委託の適否</p> <table border="1"> <tr><td>外部委託適当</td><td>県直営適当</td></tr> </table>	外部委託適当	県直営適当																													
外部委託適当	県直営適当																														
<p>民間委託の可否</p> <table border="1"> <tr><td>民間委託不可</td><td>民間委託可能</td></tr> </table>	民間委託不可	民間委託可能																													
民間委託不可	民間委託可能																														

（注）検証における主な視点（ポイント）

- ・県のアウトソーシング先として設立された団体：事務事業が県民福祉の向上につながるか、アウトソーシングすることが目的達成のために効果的・効率的か
 - ・自律的サービスの提供主体として設立された団体：提供されるサービスが、県民生活・利便性の向上のために現在も必要か
 - ・国の制度や枠組みに基づき全国的に設立された団体：制度や枠組みが、産業の振興、県民生活の向上のために現在も必要か
- 「区分」欄には、財団法人、社団法人、株式会社、特殊法人、社会福祉法人等と記入すること
「事業内容」欄には、事業の内容のほか事業実績を記載すること
「参考データ」のうち、「県からの収入割合」とは、県からの補助金（人件費補助含む）、委託料、貸付金の合計額の収入総額に占める割合をいう

※ 網掛け部分が、各公社等に応じて所管課で設定・記入する項目